

青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、青少年健全育成の民間運動を促進するため、公益財団法人山梨県青少年協会（以下「補助事業者」という。）が行う青少年育成山梨県民会議事業に要する経費に対し、補助金を交付する。その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において教育長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第5条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定による承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により教育長の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

(中止又は廃止の承認申請)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定による承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により教育長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の支払は、精算払いとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、概算払いで交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、教育長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第5号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(証拠書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業の収支に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
県民会議運営費	給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、公課費	当該経費の 10分の 10以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
広報啓発事業	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 その他教育長が必要と認める経費		2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
青少年活動促進事業			
社会環境浄化と非行防止活動啓発事業			
青少年育成・家庭教育推進事業			
市町村民会議連携事業			

(第1号様式)

番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

甲府市川田町5-1-7
公益財団法人山梨県青少年協会理事長 印

青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県補助金等交付規則第4条及び青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 事業計画別紙のとおり
- 3 収支予算書別紙のとおり
- 4 その他教育長が必要と認める書類

(第1号様式：別紙)

1 事業計画（詳細）

2 収支予算書

収入の部

単位：円

科 目	予 算 額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A-B)	備 考
計				

支出の部

単位：円

科 目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A-B)	備 考
計				

(第2号様式)

番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

甲府市川田町517
公益財団法人山梨県青少年協会理事長 印

青少年育成山梨県民会議助成費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 ー 号で交付決定のあった青少年育成山梨県民会議助成費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山梨県補助金交付規則第6条及び青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱第5条（第6条）の規定により承認されたく申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更後の内容（新旧対照して記載のこと）

(第3号様式)

番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

甲府市川田町517
公益財団法人山梨県青少年協会理事長 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあった青少年育成山梨
県民会議助成費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ NO. _____

(第4号様式)

番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

甲府市川田町517
公益財団法人山梨県青少年協会理事長 印

青少年育成山梨県民会議助成費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 ー 号で交付決定のあった青少年育成山梨県民会議助成費補助金について、山梨県補助金等交付規則第12条及び青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金額 金 円
- 3 事業完了(廃止)年月日
- 4 事業実績書 別紙のとおり
- 5 収支決算書 別紙のとおり
- 6 その他教育長が必要と認める書類

(第4号様式：別紙)

1 事業実績（詳細）

2 収支決算書

収入の部

単位：円

科目	当初予算額	予算現在額 (A)	決算額 (B)	増減額 (A-B)	備考
計					

支出の部

単位：円

科目	当初予算額	流用額	予算現在額 (A)	決算額 (B)	増減額 (A-B)	備考
計						

(第5号様式)

番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

甲府市川田町5-1-7
公益財団法人山梨県青少年協会理事長 印

財産処分承認申請書

平成 年度青少年育成山梨県民会議助成費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類